Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート (令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	消防総務課	
連絡先(内線・外線)		7304	
環境管理責任推進員		***	
	環境管理推進員	***	
	当初提出日	令和4年6月14日	
提出日 上半期提出日		令和4年度10月11日	
	下半期提出日	令和5年4月20日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休	,産休,育休等は除く)	該当なし
-----------------	-------------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く) 該当なし

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施

実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,	能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適宜 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製 の管理者の判断の基準となるべき事項	国はその算定漏えい量等を公表する。(国への	きな景 う 算をひ あ頂重寺 「ココードの環 う 定た報 る充特に 第ンンそお。の ま 漏、告 場塡定管 一類類の	2 空調機器(業務用・第一種特定製品) (消防本部14台、飯野分団待機所			听4台)	
上半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は	は3ヶ月	目に1回以上(全機和	重対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実施日				
6月28日	9月29日		11月8日 1月27日				
↓ 点検(整備)記録簿へ	の記載を済ませたら○を選択 ↓ ※	・機器を	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記録	によって保存する。	必要あり。	
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3/	∃	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの 対象台数 定期点検 (今年度の実施有無						施有無)	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 3年に1回以上 3年に1回以上 た							なかっ
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 〇							
※機器整備等で都道府県知	事の登録を受けた充塡回収業者より発行され	れた「冷	分媒充塡証明書」を基に点検記録された 	年間合	計充塡量		
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点							

2													
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等							
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	国はその算定漏えい量等を公表する。(国への は環境政策課)	直膨式外気処理機		4台 氵	肖防本部								
上半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機科	種対象)							
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検実施日]								
5月13日	8月5日		11月8日		1月	27日							
↓ 点検(整備)記録簿への	D記載を済ませたら○を選択 ↓ ※	後器:	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記録	によって保存する。	必要あり。							
4月~6月	10月~12月	0	1月~3.	月	0								
定期点検の実施(下記の機器を保有する	実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実									
■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 3年に1回以上 3年に1回以上						実施した た	なかっ						
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						0							
※機器整備等で都道府県知	事の登録を受けた充塡回収業者より発行され	れた「)	令媒充塡証明書」を基に点検記録され	た年間合	計充塡量								
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			変更点			年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点							

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、	洗濯機	3台 1 階脱衣室2台•2階女子脱衣室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4								
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等					
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	冷蔵庫	5台 1階厨房(2台)・3階食堂・3階給湯室・4階給湯室					
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点						

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制によりの事務をできるとともに、自動車の購入にしまりの事を選択するとともに等の実施に当たの事を選択済自動車を関連ではより得られた物をはよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ	公用車	3台 消防長車H23インサイト/H25ウ イングロード/R3Nバン
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

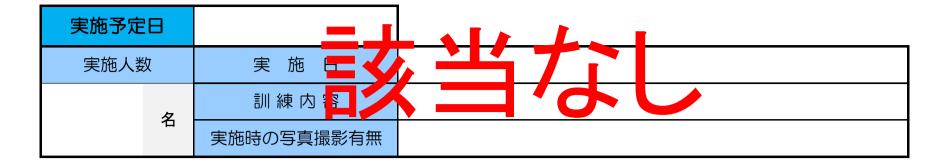
6						
適用法令等		遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3 条(事業者の責務) 事業者は、その事業活動に 廃棄物を自らの責任におい しなければならない。		こおいて適正に処理		廃棄物	施設廃棄物全般	
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

7						
適用法令等 遵守		事項		該当活動,設備等	規模,能力等	
規則で定める規模以上(面積500㎡以上 又は駐車台数40台以上)の駐車場を管理 する者は、当該駐車場を利用する者が自 動車等を駐車する場合において、看板、 放送、書面等により、当該自動車等の原 動機を停止すべきことを周知しなければ ならない。			駐車場	44台		
年間総合実施状況 (入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

8					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し,休止し,若しくは廃止し,又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは,当該使用者は,あらかじめ,その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも,同様とする。			下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標へに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 600 年間の電子 決裁を含む全 決裁を含む全 決裁を含む全 決裁を含力 一 1644 徹底されている 【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える) 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入ってい る「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ 31 GPN商品)を含 た件数→ R4年度に購 55

入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

56.4%

徹底されている

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

→件数を入力すると自動でコメントが表示されます → 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 R4年度 0 作成枚数 → 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

エコドライブを普及啓発するため,管理車両のリアガラスに「エコドライブ実施中」の標語を掲示し,交通状況に応じた安全走行に努め,エコドライブを心がける。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

年間を通して実施できたので、来年度も継続して実施していく。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本	· · 目標	基本方針		施	策
実施施策		実施施策詳細	_	担当G	
年間計画(P) (当初入力)		一家当け	7		
実施結果(D) (3月入力)			トし		
評 価(C) (3月入力)					
改 善善(A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業 (3月入力・リストな	の方向性 いら選択)	

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡	<u>l</u>
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		消防課
連絡先(内線・外線)		7312
	環境管理責任推進員	***
環境管理推進員		***
	当初提出日	令和4年6月10日
提出日	上半期提出日	令和4年10月19日
	下半期提出日	令和5年4月20日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病体	木,産休,	育休等は除く)	該当なし

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0
----------------------------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。	す。
-------------------------------------	----

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動, 施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項	頁	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有ることで表して、等別車の所するな、等別自動車の所するな、等別車を開発を受けるとのでは、第1年ののでは、第1年ののでは、第1年ののでは、第1年ののでは、第1年ののでは、第1年ののでは、第1年ののでは、第1年ののでは、第1年ののでは、第1年ののでは、第1年ののでは、第1年のではのは、第1年のでは、第1年のでは、第1年のでは、第1年のでは、第1年のではのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのは	とことの開発を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	公用車	H2Oクロスロード/H27多機能車2/H22 団多機能車/R1団多機能車3
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象が		評価事象なし	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。 ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
4	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敏底している.

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 6】

|森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する|

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」

※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 455 決裁数を入力 30.6% 年間の電子 決裁を含む全 1487 決裁数を入力 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

R4年度にグ

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入ってい る「支出負担行為(単契物品)」の枚数

リーン購入(エ コ・グリーン・ 18 GPN商品)を含 む物品を購入し た件数→ R4年度に購 22 「支出負担行為(単契物品)」の枚数 入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

81.8%

徹底されている

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 0

作成枚数 → 作成なし

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 →件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

日が周の手の手が手へに出てしまる。この人がは、のでは、これのでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	
【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
車内に「アイドリングストップ」の貼紙を掲示して,車両運行時の「エコドライブ」を推進していく。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
アイドリングストップを徹底する等,エコドライブ推進することができた。次年度も引き続き取り組んでいく。	

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】			
基本目標	基本方針	施策	
実施施策	実施施策 詳細	担当G	
年間計画(P) (当初入力)	多当た		
実施結果(D) (3月入力)	ジョ・タン		
評 価(C) (3月入力)			
改 善(A) (3月入力)			
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	次年度以降の事業 (3月入力・リスト	美の方向性 から選択)	

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

所属(課等)	国府
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所するを長期間自動を開発を見ります。 自動車使用を表して、 を表して、 を表して、 を表して、 を設定して、 を設定して、 を設定して、 を設定して、 を設定して、 を認定して、 を認定して、 を記述して、 を記述しているできまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	ることにより、 したとことの にとを明期の にとを明期の を知ります。 を知ります。 を知ります。 を知ります。 を知ります。 を知ります。 を知ります。 を知ります。 を知ります。 にします。 にします。 にも。 にもま。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもまる。 にもる。 にもる。 にもる。 にもる。 にもる。 にも。 にもる。 にもる。 にもる。 にもる。 にも。 に	公用車	R1.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1400
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
海化	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5						
適	面用法令等	遵守事項			該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条	0 2	浄化槽管理者は、当 止したときは、環境でにより、その日からでを都道府県知事に届けい。	省令で定めるところ 30日以内に、その旨		浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
	F間総合実施状況(入力: 5遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

6				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一1による保守点検又は清掃の記録で (業者への委託可)・保管(3年なければならない。	を作成	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		守 変更,	点	

所属(課等)	庄野
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡	例
---	---

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所するな 自動車の所するな 長期間自動と資車の所するな 長期自動と資車をののののでは、一般ののでは、一般ののでは、一般のでは、	ることにより、 したとことの はたとこの を抑制入した。 を抑制入した。 を抑制入した。 を抑制入した。 を抑制入した。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対理がある。 を対象が、 を対象が、 を対象が、 を対象が、 を対象が、 を対象が、 を対象が、 を対象が、 を対象が、 をが、 をが、 をが、 をが、 をが、 をが、 をが、 を	公用車	H29.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1207
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
海化	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省へで定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5						
適	面用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条	0 2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。			浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
	F間総合実施状況(入力: 5遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成 (業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

所属(課等)	加佐登
--------	-----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡	例
---	---

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をあるべく長期間使用することを抑制することを抑制することを抑制するのでは、自動車の勝力をでは、自動車を選択するとともに、第2年のの再資源化のの再資源では、10年ので	かる当て対資ン自家公用車	H27.2 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1031
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

2				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
海化 	浄化槽を設置し、又はその構規模の変更(国土交通省令・定める軽微な変更を除く。)する者は、国土交通省令・環めるところにより、その旨を事及び当該都道府県知ばならし書き省略)。	環境省令で をしようと 境省令で定 都道府県知 由して特定	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		事象なし変更	更点	

3					
適用法令等	遵守	事項	該当活動,意	设備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理 発 でよるとのでは、 浄化 を で で で で で で で で で で で で で で で で に 関する で に 対 の で に 対 の で に 対 の で に 対 の に が の に	毎年一回(環境省令 では、環境省令で定 の保守点検及び浄化 ばならない。 里者は、環境省令で 毎年一回(環境省令 のいでは、環境省令 定検査機関の行う水	浄化槽		単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

13

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5						
適用法令等		遵守	事項 該当活動,設備等		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽管理者に 止したときは、 浄化槽法第11条の2 により、そのE を都道府県知事 い。		浄化槽管理者は、当 止したときは、環境でにより、その日からでを都道府県知事に届けい。	省令で定めるところ 30日以内に、その旨		浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点			

6				
適用法令等 遵守			該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定 による保守点検又は清掃の記録を作成 (業者への委託可)・保管(3年間)し なければならない。		浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		守 変更,	点	

所属(課等)	牧田
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

儿例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	適用法令等 遵守事項		該当活	動,設備等	規模,能力等
	第5条 自動車の所する 長期間自動車の所する 長期間自動とでは 長期間自動とでは 1000 では 1000	ることにより、制制により、制制により、制制により、制制による動産には、の時間を関係を関係を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		公用車	H28.2 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1125
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

所属(課等)	石薬師
--------	-----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1						
適用法令等		事項	該当	活動,設備等	規模,	能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所する 長期間 中の所する 長期間自動車の所する 長期間自動とでは 長期間 からい では からい できる	ることにより、 したとの はたとの はなります。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		公用車		カポンプ付積載車)Oさ1497
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点			

所属(課等)	白子
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡	例

: 当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、にる人人の所有を表現間使用するなら、にきまが使用済をはいるの所有を受けるとのでは、一般のでは	はの おいまでは はいまでは はいまでははは はいまでは はいまでは はいまでは はいまでは はいまでは はいまでは はいまでは はいまでは はいまでは はいまでは	公用車	H27.1 消防ポンプ自動車CD-I 鈴鹿800さ1025
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

2				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の止し、若しくは廃止しているその使用を再開は、3該使用者は、3を市長に届け出なける出た事項を変更しよる様とする。	し,又は現に休止し 開しようとするとき あらかじめ,その旨 ればならない。届け	下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点	

所属 (課等) 稲生

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有を表して、自動車の所有を表して、自動車の所有を表して、自動車を開発して、自動車を開発して、自動車を設定して、自動車を設定して、自動車を設定して、自動車を受ける。 第5条 は、自動車を受ける。 は、自動車を受ける。 は、自動車を受ける。 は、自動車を受ける。 は、自動車を受ける。 は、自動車を受ける。 は、自動車を使ける。 は、自動車を使りる。 は、自動車を使りを使りる。 は、自動車を使りる。 は、自動車を使りを使りを使りる。 は、自動車を使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを	ることにより、 したが開入にといる にとを期間にこの を関連にこの を関連にこの を関連にこの を関連にこの を関連にこの を関連にこの を関連にこの を関連にこの を関連にこの を関連にこの を関連にこの を関連にこの を関連に のの には のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	公用車	H20.	2 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ286
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点 R5.3.30 小型動力	コポンプ付積載車 鈴)鹿さ1724 ヘ更新した。

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

18

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5						
適	面用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条	0 2	浄化槽管理者は、当 止したときは、環境でにより、その日からでを都道府県知事に届けい。	省令で定めるところ 30日以内に、その旨		浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
	F間総合実施状況(入力: 5遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

6				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一1による保守点検又は清掃の記録で (業者への委託可)・保管(3年なければならない。	を作成	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		守 変更,	点	

所属(課等)	飯野
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,能力等
	第5条 自動車の所する 長期間自動車を開発を 長期間自動を表した 長期間自動を表した では 一切 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ることにより、制制により、制制により、制制により、制制による動産には、の時間を関係を関係を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	公	:用車	R1.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1399
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

所属(課等)	河曲
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡	例
---	---

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車 るべく長期間使用することを期間使用するることを期間使用するることを抑力 車が使用済自動車となら自動車の時間 まう努めるとともに、等の実の再資源をできるの再資源を選択する自動車を選択する自動をでは、の 事の修理に当たれた物により、ようをではない。 第8条 自動車の所有者は、きはではない。 第8条 自動車となった。当該、きばではない。	自動 する当 にし自動 百 門 門 門 自 は の 動車 取業	H25.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ870
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4					
適用法令等	遵守事項		該当活動,	,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があった たに浄化槽管理者になった。 日から30日以内に、環境省 項を記載した報告書を都道り 出しなければならない。	者は、変更の 合令で定める事	浄化	ご槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	变更点		

5						
適	面用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条	0 2	浄化槽管理者は、当 止したときは、環境でにより、その日からでを都道府県知事に届けい。	省令で定めるところ 30日以内に、その旨		浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
	F間総合実施状況(入力: 5遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

6				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一1による保守点検又は清掃の記録で (業者への委託可)・保管(3年なければならない。	を作成	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		守 変更,	点	

所属(課等)	一ノ宮
--------	-----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

儿例	_
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	・ 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所するな 自動車の所するな 自動間使車と 原籍 自動車を 原籍 を 見り を で を で で で で で で で で で で で で で で で で	を は、	公用車	H26.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ965
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

所属(課等)	箕田
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡	例
---	---

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所するを長期自動車の所するを長期自動を開発を見かられた。 第5条 長期自動をでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	ることにより、 したとの はたとの はたとの はたとの はたとの はたとの はたとの はたとの はたとの はたりる はたりる はたら はたら はたき はたき はたき はたき はたき はたき はたき はたき	公用車	H30.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1316
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3					
適用法令等	遵守事項		該当活動	,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理語のところはあるところ場合にある場合をできる場合をできるのでは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	毎年一回(環境省令 は、環境省令で定 は、環境及び浄化 がならない。 とは、環境省令で は、環境省令で は、環境省令で は、環境省令で は、環境省令 は、環境省令 は、環境省令 は、環境省令	净化	七槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

24

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入 選択リストから遵守・未遵守・評価事象		変更点	

5						
適	面用法令等	遵守事項			該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条	0 2	浄化槽管理者は、当 止したときは、環境でにより、その日からでを都道府県知事に届けい。	省令で定めるところ 30日以内に、その旨		浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
	F間総合実施状況(入力: 5遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

6				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一1による保守点検又は清掃の記録で (業者への委託可)・保管(3年なければならない。	を作成	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		守 変更,	点	

所属(課等)	玉垣
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	- :必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事	項	該当活動,設備等	規模,能力等
	第5条 自動車の所有者であるべき、自動車の所有者であると、長期間使用するなど、長期間を開発した。 第1年 は、一切ので	こる自実はより、制を関する自然のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	公用車	R3.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1568
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

2					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の止し、若しくは廃止しているその使用を再開は、当該使用者は、を市長に届け出なける出た事項を変更しよう様とする。	し,又は現に休止し 開しようとするとき あらかじめ,その旨 ればならない。届け		下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡	例
---	---

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備領	等 規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車るべく長期間使用することを期間使用するることを別車が使用済自動車となら自動車とならの再資が使用済めの再資源を選択済られた等のでは、1000円のでは、1	. 制する 入意、の 意の当て 動資 で の の の の の の の の の の の の の	H28.2 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1123
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

2				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
海化 	浄化槽を設置し、又はその構規模の変更(国土交通省令・定める軽微な変更を除く。)する者は、国土交通省令・環めるところにより、その旨を事及び当該都道府県知ばならし書き省略)。	環境省令で をしようと 境省令で定 都道府県知 由して特定	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		事象なし変更	更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入 選択リストから遵守・未遵守・評価事象		変更点	

5						
適用法令等 遵守		事項		該当活動,設備等	規模,能力等	
浄化槽法第11条	0 2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。			浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
	F間総合実施状況(入力: 5遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項のによる保守点検又は清掃の記録を作成 (業者への委託可)・保管(3年間)なければならない。	海北埔	単独処理/分離接触ばっ気方式/5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

所属(課等)	若松
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

儿例	_
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等 遵守事		事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所するな 自動間使車と 自動間使車を を 長期間自動を で を で を で を で で が の の の の と の で で で で で で で で で で で で で で	を は、	公用車	H30.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1315
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

2				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の止し、若しくは廃止しているその使用を再開は、3該使用者は、2を市長に届け出なける出た事項を変更しよる様とする。	し,又は現に休止し 開しようとするとき あらかじめ,その旨 ればならない。届け	下水道排水設備	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点	

所属(課等)	神戸
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

八例: 当初提出時に入力する箇所: 上半期提出時に入力する箇所: 下半期提出時に入力する箇所: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1						
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等		規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所する 長期間 車の所する 長期間自動車の所する 長期間自動とでは 要するののでは 要するののでは できるののでは できるのでは できるのでは できる できる できる できる できる は できる	ることにより、制制により、制制により、制制により、制制による動産には、の時間を関係を関係を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		公用車	H29.8	消防ポンプ自動車CD- I 型 鈴鹿800さ1250
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点			

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等	
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することを抑制することを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。		公用車	R4.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1636	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、 休止若しくは撤去又は再開始をしようと するときは、あらかじめ、その旨を市長 に届け出なければならない。	農業集落排水設備	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

所属(課等)	合川
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

八例: 当初提出時に入力する箇所: 上半期提出時に入力する箇所: 下半期提出時に入力する箇所: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所するな 自動車の所するな 見期間自動と資車を開済と再開済とのののののでは、一次のでは、一	ることにより、 したとこの はたととの はたととの はたい はたい はたい はたい はたい はたい はたい はたい	公用車	R2.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1500
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

所属(課等)	井田川
--------	-----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等		子事項 該当活動,設備等		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有るでは、自動車の所有を表し、自動車の所有を表した。 自動車を開発を表した。 自動車を変更を表した。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 ま	ることにより、制定とにより、制にしたが開入により、制にしたが明子にという。 自動を明確にこのでは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは		公用車	H20.2 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ287
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	R5.3.29 小型動力ポンプ付積	載車 鈴鹿800さ1719 へ更新した。

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しく規模の変更(国土交通省令・環境省令定める軽微な変更を除く。)をしようする者は、国土交通省令・環境省令で対あるところにより、その旨を都道府県等事及び当該都道府県知事を経由して特別方に届け出なければならない(たけし書き省略)。	で : : : : : : : : : : : : :	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3					
適用法令等	遵守事项	頁	該当流	舌動,設備等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者はめるところにより、毎年である場合にある場合にある場合をはある時である。 浄化 神での 神の清掃をしない 神では 神では 神では 神では 神でに からで は 神で は 神で は 神で は 神で は からで は から は から で は は は は は は は は は は は は は は は は は は	一回(環境省令 環境省令で で点検及び浄化 いでは、環境省令で は、環境で は、環境で は、環境で で は、環境で で は、環境で で は、環境で で は で は、環境で で は で は は は は は は は は は は は は は は は は		净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

33

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象		変更点	

	5			
	適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
ÿ	争化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
	年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成 (業者への委託可)・保管(3年間)しなければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡例	_
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等	
	第5条 自動車の所有者は、自動車であるべく長期間使用することを抑制をなることを抑制よう努めるとともに、自動車の購入を表したの再資源化等の再資源に当たっても動車を選択済自動車を選択済に当たり得られた物を使用すること等によりよりにより得られた物を使用すること等によりようの事ではならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車となったき渡しまるは、引きならない。	自動 さい おお は から から は から	H21.11 消防ポンプ自動車CD-I 鈴鹿800さ515	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、 休止若しくは撤去又は再開始をしようと するときは、あらかじめ、その旨を市長 に届け出なければならない。	農業集落排水設備	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

_	Ŀ	J	例
Г			

: 当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。		公用車	H25.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ869 H30.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1317
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。		農業集落排水設備	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

所属(課等)	深伊沢
--------	-----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡例	_
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	 :必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、制することを抑制をあることを抑制をあるとともに、自動車の購入にして製造の再資源化等の実施に当たの再資源化に当たりによりにより得られた物ではよりにあるによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	公用車	H29.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1206
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、 休止若しくは撤去又は再開始をしようと するときは、あらかじめ、その旨を市長 に届け出なければならない。	農業集落排水設備	_
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

所属(課等)	鈴峰
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

凡例	_
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	 :必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制に対したのの再資源化等の実施に受けれた。自動車の修理に当たの再資源化に当たのでははいいでは、自動車の修理に当たのでははいりにより得られた物では、のようのではない。第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済をいい。第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済度はならない。	公用車	H26.3 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ966
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、 休止若しくは撤去又は再開始をしようと するときは、あらかじめ、その旨を市長 に届け出なければならない。	農業集落排水設備	_
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

所属(課等)	庄内
--------	----

環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	適用法令等 遵守事項		該当活動,	,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有るでは、 自動車の所有を	ることにより、制定を関係を対して、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	公用]車	H27.2 小型動力ポンプ付積載車 鈴鹿800さ1032
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
海 化 博法等5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	净化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3					
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	等	規模,能力等
净化槽法第10条,第11条	第10条 浄化槽管理者は、環めるところにより、毎年一回で定める場合にあつては、環める回数)、浄化槽の保守なはではならなければならなり、浄化槽管理者は、浄化・で定める原とのででは、で定める原数)、指定をでは、で定める原数ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは、ででは	(環倫の 環境会び 環境で 環境で 環境で 環境で で で 省で で 省で で で で で で で で で で で で で で	净化槽		単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

39

環境活動報告シート 令和4年度

	4					
	適用法令等	遵守	遵守事項		動,設備等	規模,能力等
浄化槽法	第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。		净化槽		単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
選択リ	年間総合実施状況(入力 ストから遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点		

	5			
	適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
ÿ	争化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
	年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6					
適用法令等	遵守事項			該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第による保守点検又は清掃の記 (業者への委託可)・保管(なければならない。	己録を作成		浄化槽	単独処理/分離接触ばっ気方式/7人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		予防課	
連絡先(内線・外線)		内政7326・外線382-9159	
環境管理責任推進員		***	
環境管理推進員		***	
	当初提出日	令和4年6月14日	
提出日		令和4年10月6日	
	下半期提出日	令和5年4月18日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・ 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,	産休,	育休等は除く)	該当なし
------------------	-----	---------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動, 施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所するな 自動車の所するな 長期間自動を受けるのの 自動を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	ることにより、 したとの にとを の の の の の の の の の の の の の	公用車	Nバン2台・フィット1台(令和3年3月初旬~) H3O Nバン №58-16 R1 Nバン №83-62 R3 フィット №15-67
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		評価事象なし	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。 ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	定 族
名	
10	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標へに対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 → 310 「R4年度」環境目標6に対する所属の結果 7.5% 年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 → 4138 もう少し努力できる

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 O.O%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている る「支出負担行為(単契物品)」の枚数

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成枚数→ ○ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標
打合せブースの節電に努めるとともに,窓口カウンター等に「環境方針」を掲示し,環境問題について市民にPRする。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
引き続き,打合せブース使用後の照明消灯の確認等,こまめな照明管理に努める。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】				
基本	目標	基本方針		施策
実施施策		実施施策 詳細		担当G
年間計画(P) (当初入力)				
実施結果(D) (3月入力)			=+ 111 +-	
評 価(C) (3月入力)			設当は	
改 善善(A) (3月入力)				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)			次年度以降の事: (3月入力・リス)	業の方向性 〜から選択)

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		情報指令課	
		大。	
連絡先(内線・外線)		7433	
環境管理責任推進員		***	
	環境管理推進員	***	
	当初提出日	令和4年6月16日	
提出日 上半期提出日		令和4年10月26日	
	下半期提出日	令和5年4月20日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・ 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,	産休,	育休等は除く)	該当なし
------------------	-----	---------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施

実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

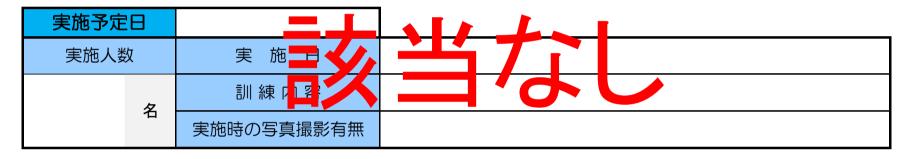
Ⅲ施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電費の保護を応収等に、るな特ディ若アジ電なが。気質し、すの特あ再定をにこの者うとは言うというでは、ではきょくおき、との特別が、にの特別が、にの者が、関連をは、すの特をはにの者が、関連をはいるのでは、ではいるのでは、ではいいで、では、ではいいで、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	とを庭は化用者渡るのし ッ形ッセる管蓄にも気に抑用、等機又しこ目な トエトパ。式電組の冷よ制機当が器は、と的け 形アがレ)、池みを蔵りす器該確廃再そにをれ エコ壁ー、液を込除庫、る廃特実棄商のよ達ば アン掛トテ晶使む 及特よ棄定に物品求 成な コ け形レ式用こ び	テレビ(パナソニック)	事務所(県防災行政用モニターテレビ)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守 変更	点	

2				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電業る家努を庭施収等に、るな特ディ若アジ電なが。気及く用る出機れ若すじれめ。家ショくンンともき、凍背間廃も場棄うはにの者う 機・又置シ機・限うズ電は用物、にの特搬切払こ置 】ウ室形ナブ電、設式洗は用物、にの特搬切払こ置 】ウ室形ナブ電、設式洗いる。	すりでしている。 アンサーラ 世書 けい まの 事 で とここの ここれ で こう と 製 い まで こう で こう と 変 は い まで こう で こう 也 ま い ま で こう で こう 也 ま が ま で こう で こう で こう な ま で こう で	冷蔵庫	1台(使用冷媒:R600a)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

|森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 79 25.6% 年間の電子 決裁を含む全 309 決裁数を入力 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入ってい る「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ 0 GPN商品)を含 む物品を購入し た件数→ R4年度に購 0

入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 R4年度 0 作成枚数 →

↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標 使用していないエリアの照明の消灯を行い4階フロアーの節電に努める。 【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】 徹底されていた。来年度も継続していきたい。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標	基本方針		施策			
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)		_					
実施結果(D) (3月入力)		量力	147	17			
評 価(C) (3月入力)				よし			
改 善							
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)				次年度以降の事第 (3月入力・リスト	美の方向性 から選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		中央消防署 北分署			
	77 THE STATE OF TH	1 / 4/15/16 2			
連絡先(内線・外線)		内線6821・外線0539-78-0330			
環境管理責任推進員		***			
環境管理推進員		***			
当初提出日		令和4年6月4日			
提出日 上半期提出日		令和4年10月12日			
	下半期提出日	令和5年4月15日			

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等		遵守事項		該当活動,設備等	規模,	能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定勢の管理者の判断の基準となるべき事項	正	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用けるフロン類の漏えい防止に取り組むことが●管理する第一種特定製品の設置環境・使用維持保全●簡易点検・定期点検●漏えいや故障等が確認された場合の修理をでのフロン類の充塡の原則禁止●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、えいるでの資産にである。(国内でのでのででである。(国内でのででである。) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある。は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある。は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある。は環境政策にでである。を選挙者にでである。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を種フの発音を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を種フの対策を設しを設備業者等に必要がある。 6. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を種別の発達を実施する者は、では、変更の対象を表別である。 5. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を種別の発音を変更がある。 6. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を種別の発音を変更がある。 7. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を種別の発音を設定を設備である。 6. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を種別の発音を表別である。 7. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を種別では、機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を種別の発音を表別である。	時必環(行)にないでは、一句では、一句では、一句では、一句では、一句では、一句では、一句では、一句	空調機器(業務用・第一種特定製	担模,能力等			
上半期 ※簡易点検は	3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)				
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日	1月~3月 点検実施日			
5月20日		8月22日		11月21日 2月			13⊟	
↓ 点検(整備)記録簿へ	の言	記載を済ませたら○を選択 ↓ ・	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記錄	によって保存する。	必要あり。	
4月~6月 〇 7月~9月 〇			10月~12月	0	1月~3	—————————————————————————————————————	0	
定期点検の実施(下記の機器を保有す	る所	属のみ対象。) ※簡易点検に上乗	せして	実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当な	シ し
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし						i U		
※機器整備等で都道府県第	事の)登録を受けた充塡回収業者より発行さ	れた「	冷媒充塡証明書」を基に点検記録された	こ年間合	計充塡量		
年間総合実施状況(A 選択リストから遵守・未遵守・評価事			48	変更点				

2					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電業の家努を庭施収等に、るな特ディ若アジ電なが。気及く用る出機れ若すじれめ。家ショくンンともき、凍費間廃も場棄うはにの者う 機一又置シ機一限うズ電者使棄に合物、運適支が措 器(はきョ(次りにマ気は用物、にの特般切払こ置 】ウ室形ナブ電、設式洗は用物、にの特別がある。	すの時の再定をここのこ イカでーラ也書社 人名 中央で 一ラ也書社 人名 中央 で 一ラ也書社 イカで 一ラ也書社 人名 中央 で 一ラ セーラ とり で 一ラ セーラ とり で 一ラ セーラ とり で 一ラ セーラ とり で 一ラ とり とり で 一ラ とり で 一 で 一 アンド・ アンド・ アンド・ アン・ アンド・ アンド・ アン・ アンド・ アンド		空調機器(家庭用)	3台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		10月に衣類乾	燥機を1台買い替えた		

3					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電業の家努を庭施収等に、るな特ディ若アジ電なが。気及く用る出機れ若すじれめ。家ショくンンともき、凍費間廃も場棄うはにの者う 機一又置シ機一限うズ電者使棄に合物、運適支が措 器(はきョ(次りにマ気は用物、にの特別がに置)ときまり、運適支が措 器(はきョ(次りにマ気になが、運適支が措 器(はきョ(次りにマ気をが、運適支が措 とした。 これの 「で、	すの持ち再定をここのこ イカでーラ也書計の 大大大学 できるさい はい エンユあにウ又築し、こ出家て品庭るきじ律力 エドニる限ンは物た電とを庭は化用者渡るのし ッ形ッセる管蓄にも気に抑用、等機又しこ目な トエトパ。式電組の冷よ削機当が器は、と的け 形アがレ)、池みを蔵に抑制、等機又しこ目な トエトパ。式電組の冷よ削機当が器は、と的け 形アがレ)、池みを蔵に抑制機当が器は、と的け 形アがレ)、池みを蔵に抑制機等が器は、とのけ 形アがレ)、池みを蔵りするののよ達ば アン掛トテ晶使む 及特よ棄定に物品求 成な コーサ形レ式用こ び		テレビ(液晶式)	1台 1階事務室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	10月に衣類乾	燥機を1台買い替えた

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、ないのでは、では、大学では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのではないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	• 洗濯機 • 衣類乾燥機	• 2台(1 階便所室) • 1台(トイレ)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点 10月に衣類乾	燥機を1台買い替えた

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者で、	冷蔵庫	1台 1階食堂
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有を表するでは、自動車の所有を表すが使用をとうでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般である。 第5条 自動車と資助車をできるのでは、一般であるのでは、一般である。 第5条 自動車をできるが、一般である。 第6条 音句をは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	ることにより、 したとを期間により、 したとを期間により、 ものでは、 は、自動をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、		公用車	H24消防車7号車/H24消防車8号車 /H26消防車26号車/H24救急車2号車
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

7						
適用法	適用法令等 遵守事項		事項		該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3 条(事業者の責務) 事業者は、その事業活動に伴つて生じた 廃棄物を自らの責任において適正に処理 しなければならない。		廃棄物		施設廃棄物全般		
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/22人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理めるところにある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある時間である。 からの は 一次 は 一	毎年一回(環境省令 ては、環境省令で定 の保守点検及び浄化 ずならない。 理者は、環境省令で 理毎年一は、環境省令で で後直機関の行う水		浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 2人槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	 	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 2人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

11					
適用法令等	遵守	事項	該当活動,	設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該 止したときは、環境省 により、その日から3 を都道府県知事に届け い。	合令で定めるところ 30日以内に、その旨	浄 化槽	#	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 2人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

12					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法領による保守点検又は消(業者への委託可)なければならない。	青掃の記録を作成		浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 2人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。 ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日			
実施人数		実施 美	
	4	訓練口	
1	名	実施時の写真撮影有無	

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

- ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。
- ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている る「支出負担行為(単契物品)」の枚数

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

55%以上:「徹底されている」 芸数値 = 市のグリーン購入の R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ GPN商品)を含 む物品を購入し た件数→

R4年度に購 入した件数→

O

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 作成枚数 → O 作成なし

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

夏期の室内温度の上昇を抑えるため、ゴーヤを植え緑のカーテンを作り節電、省エネを図る。

【 ↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓ 】

グリーンカーテンを実施し, 室内温度の上昇を防止できた。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】				
基本	目標	基本方針		施策
実施施策		実施施策 詳細		担当G
年間計画(P) (当初入力)		三大・山ノナ		
実施結果(D) (3月入力)		高	みし	
評 価(C) (3月入力)				
改 善善(A) (3月入力)				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業((3月入力・リストか	の方向性から選択)

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】						
環境管理責任推進員による総合評価						
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)			
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし			

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	中央消防署 西分署		
	連絡先(内線・外線)	内線6831 外線370-2119		
	環境管理責任推進員	***		
環境管理推進員		***		
	当初提出日	令和4年6月17日		
提出日	上半期提出日	令和4年10月12日		
	下半期提出日	令和5年4月19日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等	遵守事項			該当活動,設備等		規模,能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の 化に関する法律(フロン排出抑制法 第16条により規定される第一種特別 の管理者の判断の基準となるべき事	適正) E製品 項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は理論政等課)		おったまでは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに		2台		
上半期 ※簡易点検	は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機和	重対象)	
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月 点検			点検実施日	
令和4年5月31日		令和4年8月26日		令和4年11月24日 令和5年		2月21日		
↓ 点検(整備)記録簿	うへの言	記載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記錄	とによって保存する必	必要あり。	
4月~6月	0	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	∃	0
定期点検の実施(下記の機器を保有	する所	属のみ対象。) ※簡易点検に上乗	せして	実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・ ■空調機器 【7.5kW以上~50kWを		回以上 ・・3年に1回以上/【50kW以上】	• • • 1	年に1回以上		該当なし	該当な	U
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力					0			
※機器整備等で都道府県	※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点								

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、るのでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	空調機器(家庭用)	仮眠室×2·談話室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、る家庭に、	テレビ(液晶式)	液晶テレビ3台 (1階談話室・食堂・待機室)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者及び消費者は、特定とに開機器、特定とに期間使用することが消費を定め、る庭用機器、ものでは、一切ででは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一	洗濯機/衣類乾燥機	2台(車庫)/1台(車庫)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業名で、	冷蔵庫	3台 1階食堂、待機室、車庫
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有を表するでは、自動車の所有を表した。 自動車の所有を表した。 自動車とのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	ることにより、 したとを期間では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の		公用車	H15消防車3号車/H17消防車10号車/H28救急車救急5号車/H26消防車9号車 甲 H13消防車2号車(R3.5月1日付で3号車と入替え) 平成17年消防車10号車を令和2年3月4日付で予備車両(2号車)とし、鈴鹿800は161を10号車として運用開始。R4.6.2付で予備車両(2号車 鈴鹿800は15)は、車両更新により廃車
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

7						
適用法	去令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,能力等
廃棄物の処理及び清持 条(事業者の責務)		事業者は、その事業活動に伴つて生じた 廃棄物を自らの責任において適正に処理 しなければならない。		廃棄物		施設廃棄物全般
	総合実施状況(入力: ・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理 めるところはこれではある場合にある場合にある場合をである場合をはるの数)、しないでは、 で定める情報をはないでは、 で定めるでは、 一角では、 一角できる。 一角では、 一角できる。 一角では、 一角でも、 一角でも 一角でも 一角でも 一角でも 一角でも 一角でも 一角でも 一角でも	毎年一回(環境省令 ては、環境省令で定 の保守点検及び浄化 ずならない。 理者は、環境省令で 理毎年一は、環境省令で で後直機関の行う水		浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 5人槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

10				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更がたに浄化槽管理者に変更がたに浄化槽管理者にから30日以内に、項を記載した報告書き出しなければならない。	まった者は、変更の 環境省令で定める事 を都道府県知事に提	净化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

11				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当 止したときは、環境で により、その日からで を都道府県知事に届け い。	省令で定めるところ 30日以内に、その旨	浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

12					
適用法令等	遵守事項			該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定 による保守点検又は清掃の記録を作成 (業者への委託可)・保管(3年間)し なければならない。		浄化槽		合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 5人槽
	年間総合実施状況(入力:3月) リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守		変更点		

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。 ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施日
₽	訓練内容
名	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

ぬ底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

飮底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 6】

|森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する|

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 279 決裁数を入力 40.7% 年間の電子 決裁を含む全 686 決裁数を入力 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%:令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入ってい る「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ 0 GPN商品)を含 む物品を購入し た件数→ R4年度に購 0 「支出負担行為(単契物品)」の枚数 入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

• 該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 0 作成枚数 → 作成なし

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 →件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

緑のカーテン(ゴーヤなど)を栽培し、室温上昇を抑え、節電、省エネを図る。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

目に見えるかたちで取り組むことで、外部へのアピールにもなる。また育てるという観点で、成長具合を観察しながら、かつ節電、省エネに対する意識付けにもつなが る。次年度も同様の取組を行い、節電に対する意識付けを図っていきたい。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標		基本方針			施策	
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)			+ 11	+~1			
評 価(C) (3月入力)			义三	4			
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リスト)	の方向性から選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	中央消防署 東分署
	連絡先(内線・外線)	内線6841/外線059-384-0119
	環境管理責任推進員	***
	環境管理推進員	***
	当初提出日	令和4年6月10日
提出日	上半期提出日	令和4年10月12日
	下半期提出日	令和5年4月25日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・ 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,	能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適能 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製 の管理者の判断の基準となるべき事項	国はその算定漏えい量等を公表する。(国へ は環境政策課)	空調機器(業務用・第一種特定製	2台				
上半期 ※簡易点検は	3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機科	運対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日	
2022年4月27日	2022年7月4日		2022年10月18日 2023年			1月26日	
↓ 点検(整備)記録簿へ	の記載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記録	によって保存する。	必要あり。	
4月~6月	4月~6月 〇 7月~9月 〇			0	1月~3月		0
定期点検の実施(下記の機器を保有する		きせして	実施するもの		対象台数	定期点核 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満	該当なし	該当な					
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量							
年間総合実施状況(入 選択リストから遵守・未遵守・評価事績		<u> 60</u>	変更点				

2					
適用法令等	遵守事項	頁		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電業る家努を庭施収等に、るな特ディ若アジ電なが。気者で見機とす器るしる料らに、家ショくソンともき、凍け関係も場棄うはにの者う 機一又置シ機一限うズ電は用物、にの特搬切払こ置 】ウ室形ナブ電、設式洗は用の特あ再定をににのに ィ内でーラ池建計)濯料る排定のであるすり応法協 ユンユあにウ又築し、機	こ出家で品庭るきじ律力 ニドニる限ンは物た電とを庭は化用者渡るのし ッ形ッセる管蓄にも気に抑用、等機又しこ目な トエトパ。式電組の冷よ制機当が器は、と的け 形アがレ)、池みを蔵りす器該確廃再そにをれ エコ壁ー、液を込除庫、る廃特実棄商のよ達ば アン掛トテ晶使む 及特よ棄定に物品求 成な コ け形レ式用こ び		空調機器(家庭用)	食堂・1 階会議室・仮眠室×2 ・トレーニング室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、特定とは、特定とは、特定とは、特定との指別では、特定との指別では、特定との指別では、特定との指別では、特定との指別では、特定との指別では、特定のがは、一点の対別では、一点のでは、()に、)は、()に、)は、()に、()に、)は、()に、)は、()に、()に、)は、()に、)は、()に、()に、()に、()に、)は、()に、()に、()に、()に、()に、)は、()に、	テレビ(液晶式)	1台 1階事務室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電業る家努を庭施収等に、るな特ディ若アジ電なが。気者べ庭め排用さ集を応こたい定ィシしコョ源いで)冷及く用る出機れ若すじれめ。家ショくンンともき、凍費間廃も場棄うはにの者う 機一又置シ機一限うズ電者使棄に合物、運適支が措 器(はきョ(次りにマ気は用物、にの特搬切払こ置 】ウ室形ナブ電、設式洗は用物、にの特搬切払こ置	を の は の は の は の に が に に が に が に が に に が に に に に に に が に に に に に に に に に に に に に		洗濯機/衣類乾燥機	洗濯機 2台 ユーティリティ室 /衣類乾燥機 1台 ユーティリティ室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者で、	冷蔵庫	1台 1階食堂
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有を表して、自動車の所有を表した。 自動車の所する 自動間自動をできるでは、一切のでは、	ることにより、 、いまでは、 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		公用車	H18 13号車/H17 14号車 /H29 救急6号車/H29 21号車
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点?4	1年3月に13号車を更新した。R4	- 年3月に14号車を中央消防署に移管した。

7						
適用法令等		遵守事項			該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する 条(事業者の責務)		事業者は、その事業が 廃棄物を自らの責任に しなければならない。	こおいて適正に処理	廃棄物		施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			遵守	変更点		

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは 規模の変更(国土交通省令・環境省令で 定める軽微な変更を除く。)をしようと する者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知 事及び当該都道府県知事を経由して特定 行政庁に届け出なければならない(ただ し書き省略)。	浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
净化槽法第1O条,第11条	第10条 浄化槽管理 めるところはこれではある場合にある場合にある場合をである場合をはるの数)、しないでは、 で定める情報をはないでは、 で定めるでは、 一角では、 一角できる。 一角では、 一角できる。 一角では、 一角でも、 一角でも 一角でも 一角でも 一角でも 一角でも 一角でも 一角でも 一角でも	毎年一回(環境省令 ては、環境省令で定 の保守点検及び浄化 ずならない。 理者は、環境省令で 理毎年一は、環境省令で で後直機関の行う水		浄化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 5人槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

10				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更がたに浄化槽管理者に変更がたに浄化槽管理者にから30日以内に、項を記載した報告書き出しなければならない。	まった者は、変更の 環境省令で定める事 を都道府県知事に提	净化槽	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 5人槽
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

11						
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等		規模,能力等	
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当 止したときは、環境でにより、その日からでを都道府県知事に届けい。	省令で定めるところ 30日以内に、その旨	净化槽		合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 5人槽	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点			

12			
適用法令等 遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定 による保守点検又は清掃の記録を作成 (業者への委託可)・保管(3年間)し なければならない。	净化槽 	合併処理/沈殿分離接触ばつ気方式/2 5人槽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。 ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
白	実施時の写真撮影有無

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 全 276 (R4年度)環境目標6に対する所属の結果 40.5% (40.5%) 年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 一 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入ってい GPN 原名 原名 によった。 GPN 原名 によった。

」ころうでいる物品が一つでも入ってい る「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し た件数→

0

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

| 「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 作成枚数 → O 作成なし

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

緑のカーテンを作成し、室温上昇を抑え、節電、省エネを図る。

【 ↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓ 】

緑のカーテンは上手く作成できなかったが、意識を持って節電、省エネに取り組むことが出来た。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本目標		基本方針			施策		
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)		=	太丛	+:1			
評 価(C) (3月入力)			スコ	'みし			
改 善善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業の (3月入力・リストか	の方向性から選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	南消防署			
連絡先(内線・外線)		内線 6812・外線 386-0630			
環境管理責任推進員 ****		***			
環境管理推進員		****			
	当初提出日	令和4年6月15日			
提出日	上半期提出日	令和4年10月13日			
	下半期提出日	令和5年4月17日			

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

いることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0
------------------------	---

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等	適用法令等 遵守事項 遵守事項				規模,	規模,能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適可 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製 の管理者の判断の基準となるべき事項	空調機器(業務用・第一種特定製品)		5台					
上半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機和	重対象)		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施E	3	
6月6日	9月7日		12月12日 2月:			28⊟		
↓ 点検(整備)記録簿へ	の記載を済ませたら○を選択 ↓	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記録	によって保存する。	必要あり。		
4月~6月	7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3	月	0	
定期点検の実施(下記の機器を保有する	定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの					対象台数 定期点検 (今年度の実施で		
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当なし 該当なし		して	
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						会 情か	なまなし	
発展の表現である。 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量								
年間総合実施状況(入 選択リストから遵守・未遵守・評価事績		66	変更点					

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事では、	空調機器(家庭用)	仮眠室A・B
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	テレビ(液晶式)	食堂(液晶式) 1 階事務室(液晶式)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4				
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等	
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、特定とに対して、 を特別では、 を特別では、 を特別では、 を特別では、 を持力では、 を持力	冷蔵庫	2台 食堂(うち1台ノンフロン)	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点		

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、特定とは、特定とは、特定とは、特定とは、特定とも、大きなに、特定との、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機2台•衣類乾燥機1台 洗面所
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

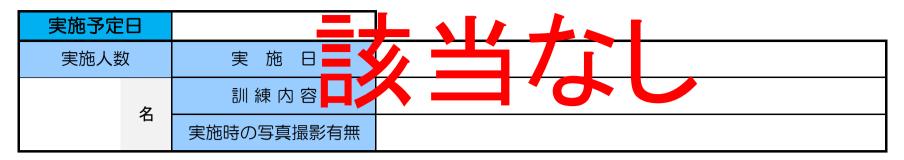
6					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有を表すという。 自動車の所有を表すが使用をとうできるのでは、一切のでは、一	ることにより、 したとを期間により、 したとを期間により、 を自動を関係では、 をは、ののでは、 をは、ののでは、 をは、ののでは、 をは、ののでは、 をは、ののでは、 をは、ののでは、 をは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で		公用車	救急3号車/救急8号車/5号車/6号車 /消防団防災活動車
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

7				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3 条(事業者の責務)	事業者は、その事業活廃棄物を自らの責任に しなければならない。	こおいて適正に処理	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

8						
適用法	去令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全 15条(駐車場管理者	の美数)	規則で定める規模以上 又は駐車台数40台以 する者は、当該駐車 動車等を駐車する場合 放送、書面等により、 動機を停止すべきこと ならない。	上)の駐車場を管理 易を利用する者が自 合において、看板、 当該自動車等の原		駐車場	40台
	総合実施状況(入力: '・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

9					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
	使用者が公共下水道の 止し、若しくは廃止しているその使用を再開 は、当該使用者は、る を市長に届け出なけれ 出た事項を変更しよる 様とする。	、又は現に休止し 開しようとするとき あらかじめ、その旨 つばならない。届け		下水道排水設備	_
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

- 該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敏底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 398 40.5% 年間の電子 決裁を含む全 983 決裁数を入力

> > 徹底されている

69

【環境目標7】 環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える) 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入) 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値 R4年度にグ リーン購入(エ 【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 コ・グリーン・ 「GPN」と入っている物品が一つでも入ってい Ο GPN商品)を含 る「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し た件数→ 物品購入が無い R4年度に購 「支出負担行為(単契物品)」の枚数 0 入した件数→

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標
事務所南側の窓に,緑のカーテンを作り夏季の室温上昇を抑え,節電を図ると共に環境活動PRとする。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
緑のカーテンは完成し,一定の効果はあった。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】				
基本	目標	基本方針		施策
実施施策		実施施策詳細	<u> </u>	担当G
年間計画(P) (当初入力)		三多当	たこ	
実施結果(D) (3月入力)			6	
評 価(C) (3月入力)				
改 善(A) (3月入力)				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業の方 (3月入力・リストから)	5向性 選択)

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		中央消防署鈴峰分署		
連絡先(内線・外線)		内線 6851		
環境管理責任推進員		***		
環境管理推進員		***		
当初提出日		令和4年4月25日		
提出日 上半期提出日		令和4年10月10日		
	下半期提出日	令和5年4月12日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,	育休等は除く)	該当なし
---------------------	---------	------

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,	産休,	育休等は除く)	該当なし
------------------	-----	---------	------

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1									
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,	能力等				
フロン類の使用の合理化及び管理の適宜 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製 の管理者の判断の基準となるべき事項	国はその算定漏えい量等を公表する。(国への	空調機器(業務用・第一種特定製品)		A代候,能力等 4台(R1,11月から4台)					
上半期 ※簡易点検は3	ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機和	重対象)			
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日			
5月26日	8月6日		11月22日 3月		22日				
↓ 点検(整備)記録簿へ	の記載を済ませたら○を選択 ↓ 🏃	※機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記録	によって保存する心	必要あり。			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3月	3	0			
定期点検の実施(下記の機器を保有する		せして	実施するもの		対象台数	定期点核 (今年度の実施			
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上						実施し	た		
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 充填量 」及び「 冷媒の種類 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし									
※機器整備等で都道府県知	光県なり ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量								
年間総合実施状況(入) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象			変更点						

2							
適用法令等	遵守事	耳		該当活動,設備等	規模,能力等		
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電業る家努を庭施収等に、るな特ディ若アジ電なが。気者で見り、大大田の大田の出機れ若すじれめ。家ショくンンともき、凍ず期器とる廃よく者金の行 用ナー床ィ信でによう、は用物、にの特搬切払こ置 】ウ室形ナブ電、設式洗は用が、にの特か、運適支が措 器(はきョ(次りにマ気、のちが出する。)	る排定っ商家す引心法協 ユンユあにウ又築し、る排定っ商家す引心法協 ユンユあにウ又築し、こ出家て品庭るきじ律力 ニドニる限ンは物た電とを庭は化用者渡るのし ッ形ッセる管蓄にも気に抑用、等機又しこ目な トエトパ。式電組の冷は制機当が器は、と的け 形アがし)、池みを蔵りす器該確廃再そにをれ エコ壁ー、液を込除庫のお詫該確廃棄商のよ達ば アン掛トテ晶使む 及特よ棄定に物品求 成な コ け形レ式用こ び		空調機器(家庭用)	事務室×2台/食堂×2台(R1, 11月から1台)/防火衣室×1台		
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点				

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	テレビ(液晶)	1 階事務室 食堂
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電業の家努を庭施収等に、るな特ディ若アジ電なが。気を見り、というでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	すりきちょう でして という はい		冷蔵庫	2台 食堂
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	6月に食堂の冷蔵	蔵庫1台を買い替えた。

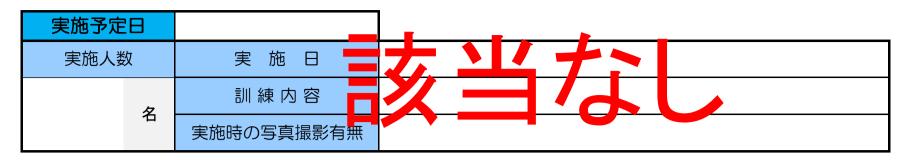
5							
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等		
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電著へ庭の排門さ集を応こたい定ィシしコョ源いで)冷及く用る出機れ若すじれめ。家ショくンンともき、凍費間廃も場棄うはにの者う 機・又置シ機・限うズ電は用物、にの特別がはにの者う 機・又置シ機・限うズ電は用物、にの特別がはにの者の 機・又置シ機・限うズ電をが はきョ(次りにマ気を変がが というでは、	すりでするところで、「うせ書台」である。 マカで・うせ書台 このこ マカで・うせ書台 これので・うせ書台 これので・うせ書台 これので・うせ書台 これの これので・うせ である これの これの これの これの これの これの これの これの これの である これの		洗濯機•衣類乾燥機	洗濯機2台・衣類乾燥機1台 ランドリー室及び消毒室		
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点				

6					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有を表するでは、管理を表示を表すが努ったとうでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般であるのでは、一般である。 第1年 1年 1	ることにより、制度を関する当では、		公用車	H28消防車16号車/R3救急車救急10号車
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

7				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3 条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた 廃棄物を自らの責任において適正に処理 しなければならない。		廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

8					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理が休止若しくは撤去又はするときは、あらかじに届け出なければなら	は再開始をしようと ごめ,その旨を市長		農業集落排水設備	_
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標2】

省エネ・節電のため,冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守,経済運転の励行,長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 122 26.6% 年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 → 459 徹底されている 【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入ってい る「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ Ο GPN商品)を含 た件数→ R4年度に購 0 入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

→件数を入力すると自動でコメントが表示されます → 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 R4年度 0 作成枚数 → 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

緑のカーテン(ゴーヤ・アサリナ)を設置し、事務所内の室温を下げ節電を図るとともに外部に向け環境活動のPRを実施する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

効率的に取り組めた。次年度も緑のカーテン等を継続していく。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標	基本方針			施策		
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)			十 1	1+>1			
評 価(C) (3月入力)		i	3岁三	るし			
改 善(A) (3月入力)			•				
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 <i>0</i> (3月入力・リストか	D方向性 ら選択)		

Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】							
環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)				
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし				

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		中央消防署	
連絡先(内線・外線)		内線7114 外線382-9165	
環境管理責任推進員		***	
	環境管理推進員	****	
	当初提出日	令和4年6月17日	
提出日 上半期提出日		令和4年10月26日	
	下半期提出日	令和5年4月20日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・ 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育	木等は除く) O	

• 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

(※病休,産休,育休等は除く) O

Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1						
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設	设備等	規模,	能力等
	第5条 自動車の所有を表すが使用があるのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	ることにとか 野郎 自動る 当てといる 自の 実明 はいる 自の 実明 はいる 自の まま でき はい でき はい でき はい でき はい き はい き はい き はい	公用車		H2O水槽付ポンプき間 H15小型動力付1号 H18小型動力付1号 H18小型動車64号 H21機車64車 H27救助車4号車 H26救急車3車 H21場所 H25 第3.2就分 (H25 第3.2就分 第3.2就分 R3.2就分 R3.3指揮付 R3.3指揮付 R3.3指標付 R4.4水 R4.3ポンプ B4.4水 R4.3ポンプ B4.4水 B4.3ポンプ B4.4水 B4.3ポンプ B4.3ポンプ B4.4水 B4.3ポンプ B4.3 B4.3 B4.3 B4.3 B4.3 B4.3 B4.3 B4.3	ポンプ水槽車25号車 車 1 1号車 1号車 2号車 2号車 2号車
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点			

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業者では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	電気洗濯機 液晶式テレビ	1台 1階消毒室 2台 1階風呂場 1台 2階風呂場 1台 诗機室 1台 出動準備室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12条の2 第2項(事業者の特別管理産 業廃棄物に係る処理)	事業者は、その特別管理産業のを支援を表すが派ととない。 では、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	感染性産業廃棄物(医療廃棄物)	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4						
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設	设備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12条の2 第5項(事業者の特別管理産 業廃棄物に係る処理)	事業者は、その特別領 搬又は処分を他人に その運搬については 項に規定する特別管理 搬業者その他環境省等 の処分については同立 理産業廃棄物処分業 定める者にそれぞれま ない。	委託する場合には、 第十四条の四第十二 里産業廃棄物収集運 合で定める者に、そ 頁に規定する特別管 者その他環境省令で	感	杂性産業廃棄物(日	医療廃棄物)	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点			

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12条の3 第1項	その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬短又は省の産業物のは、環境省の産業の産業を生まり、当該委託するところにより、当該委託を登り、当該委託を受けるところによりに対した。当該委託を受けるといるを受託を受けるといるを受託を受いるとのの人のの人を受託を受いるといるを受託を受いるといるを受いるという。というに対しないはならない	感染性産業廃棄物(医療廃棄物)	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	3月)	変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12条の3 第6項	管理票交付者は、前三項又は第十二条 五第五項の規定による管理票の写しの 付を受けたときは、当該運搬又は処分 終了したことを当該管理票の写しによ 確認し、かつ、当該管理票の写しを当 送付を受けた日から環境省令で定める 間保存しなければならない。	送が がいりいでは りでは 感染性産業廃棄物(医療廃棄物) 該に	
年間総合実施状況 (入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12条の3 第7項	管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を 作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない	感染性産業廃棄物(医療廃棄物)	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象	: 3月) なしのいずれかを選択	変更点	

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12条の3 第8項	管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらいない定に規定する事項が記載されていない管理票の写しおしくは虚偽の記載のあるはで理票の写しの送付を受けたとき、又は第十三項の規定による通知を受けたとき、中四条第十三項を受けたとうでは、速やかに当該委託に係る産業の運搬又は処分の状況を把握すると、適切な措置を講じなければならない。	感染性産業廃棄物(医療廃棄物)	_
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

9					
適用法令等	变变	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設・貯油施設・貯油をを受ける。 おり で	質又は油を含む水が 該貯油事業場等から ない。 以は生活環境に を を はないあるは は を は を は を は を は と た は き は き は き は き は き は き は き は き さ さ さ は き さ さ さ き は き さ ら さ ら さ ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら		地下タンク貯蔵所	軽油/5000L
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める名(消防本部内での当該を置く市町村長)の許可を受けなける場ででは、当該市町村長)の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。 【指定数量以上の危険物貯蔵所】 危険物の指定数量 第2石油類(灯油,軽油等) 非水溶性液体 1,000L	地下タンク貯蔵所	軽油/5000 L
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

11				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は 理者又は占有者は、 対 又は取扱所の用途を 形 で で で で で で で で い て に 数 量 以 上 の 危 険 物 の 指 定 数 量 以 上 の 危 し る り に り た り に り し れ ば な ら る い い し に り し し し し り し し し り し り し り し り し り	当該製造所、貯蔵所 廃止したときは、遅 対長等に届け出なけ 検物貯蔵所】 経油等)	地下タンク貯蔵所	軽油/5000 L
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

12					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、の所有者、管理者又にの所有者、管理者又にの製造所、貯蔵のとでをした。 一次のはならればならればならればならればならればならればならればならればならればなられば	は占有者は、これら は取扱所について、 ころにより、定期に 禄を作成し、これを ない 15年以内の施 15年以上は毎年1回 (東物貯蔵所】		地下タンク貯蔵所	軽油/5000 L
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

13					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者, 下「所有者等」という 等において,次に掲げの氏名又は住所(法人称,代表者の氏名及で を地)〇危険物の貯蔵 製造所等の着工又は 製造所等のと)を変更 物製造所等に届け出なけれ	う。)は、当該製造所 ずる事項(〇設置者 にあっては、その名 び主たる事務所の所 又は取扱いの方法〇 完成期日を3月以上 更するときは、危険 書(第5号様式)によ		地下タンク貯蔵所	軽油/5000L
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

14				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
危険物の規制に関する政令第13条 第1 項 第5号	地下タンク貯蔵所の低の技術上の基準は、 (第5号)地下タンク 省令で定めるところに 所に地下タンク貯蔵所 た標識及び防火に関し した掲示板を設ける。	欠のとおりとする/ フ貯蔵所には、総務 こより、見やすい箇 所である旨を表示し 」必要な事項を掲示	地下タンク貯蔵所	軽油/5000 L
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

15					
適用法令等	遵守事	項		該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等 故が発生し、有害物質 当該特定事業場・当さい 以共用水域によりるよう によりしたことではより であるに、以下ではいる。 であるに、はいるのは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 できるできるでは、 できるでは、 できるできるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 できるでもできるでは、 できるできるでは、 できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	又は油を含む水が 貯油事業場等から 東スは地下環境に 東スは生活環境に 東大があるとは含むの 物質のためかにそのの であるのでであるの事 での概要を都道府		少量危険物貯蔵所	ガソリン100L/軽油400L
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

16					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の 危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする 者は、あらかじめ、その旨を消防長に届 け出なければならない/前項の規定は、 同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止す る場合について準用する。【指定数量の 5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵 所】危険物の指定数量〇第2石油類(灯油、軽油等)非水溶性液体 1,000L〇 第3石油類(重油等)非水溶性液体 2,000L			少量危険物貯蔵所	ガソリン100L/軽油400L
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

17					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第11条	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める名(消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所当該市町村長)の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。【指定数量以上の危険物貯蔵所】危険物の指定数量第2石油類(灯油、軽油等)			一般取扱所(非常用発電)	中央消防署:発電出力(300KvA)/使用燃料(軽油)/全出力(240KW)/軽油1714L(最大取扱量)/軽油200L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

18					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第12条の6	製造所、貯蔵所又は即理者又は五有者は、当 又は取扱所の用途を別滞なくその旨を市町村 ればならない 【指定数量以上の危限 危険物の指定数量 第2石油類(灯油,車 非水溶性液体 1,00	当該製造所、貯蔵所 廃止したときは、遅 対長等に届け出なけ 食物貯蔵所】 経油等)		一般取扱所(非常用発電)	中央消防署:発電出力(300KvA)/使用燃料(軽油)/全出力(240KW)/軽油1714L(最大取扱量)/軽油200L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

19					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
消防法第14条の3の2	政令で定める製造所、の所有者、管理者の制造所、管理者所、管理者所、管理者所、管理者所、管理者所、管理者所、管理者所、管理者	は占有者は、これら は取扱所について、 ころにより、定期に 録を作成し、これを ない 15年以内の施 15年以上は毎年1回 険物貯蔵所】		一般取扱所(非常用発電)	中央消防署:発電出力(300KvA)/使用燃料(軽油)/全出力(240KW)/軽油1714L(最大取扱量)/軽油200L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

20			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市危険物規制規則第4条	製造所等の所有者,管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は,当該製造所等において,次に掲げる事項(〇設置者の氏名又は住所(法人にあっては,その名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)〇危険物の貯蔵又は取扱いの方法C製造所等の着工又は完成期日を3月以上遅延すること)を変更するときは,危険物製造所等変更届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。	一般取扱所(非常用発電)	中央消防署:発電出力(300KvA)/使用燃料(軽油)/全出力(240KW)/軽油1714L(最大取扱量)/軽油200L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

21			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
危険物の規制に関する政令第19条	第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。		中央消防署:発電出力(300KvA)/使用燃料(軽油)/全出力(240KW)/軽油1714L(最大取扱量)/軽油200L(貯蔵)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	1	変更点	

- 該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定	日	下半期	
実施人数		実 施 日	令和5年3月頃予定
複数	名	訓練内容	燃料タンク緊急時対応訓練
下交 女X	10	実施時の写真撮影有無	0

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 4】

4R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

ぬ底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」

※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 ニ 市の電子決裁平均値

【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 956 33.4% 年間の電子 決裁を含む全 2865 決裁数を入力 徹底されている

【環境目標7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入ってい る「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ Ο GPN商品)を含 た件数→ R4年度に購 0 入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

・該当所属のみ入力

【環境目標8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 R4年度 0 作成枚数 →

→件数を入力すると自動でコメントが表示されます →

作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

公用車の運転(緊急出動以外)は、急発進などをやめ、省エネ運転に努める。庁舎ロビーにPR用掲示物を掲示する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

公用車の運転は省エネ運転に努めた。PR用掲示物も掲示を続ける。

Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	基本方針			施策			
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)			大 红	1+>1			
評 価(C) (3月入力)			三义	るこ			
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業 (3月入力・リストが	の方向性から選択)		

™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】							
環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)				
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし				